

平成20年度 大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 議事概要

1. 日時 平成20年7月29日(火)午後1時～3時
2. 場所 環境農林水産総合研究所1階 環境情報プラザ研修室
3. 議題 (1) 汚染土壌浄化施設認定要綱について
(2) その他

4. 議事

(1) 汚染土壌浄化施設認定要綱について

(事務局)

前回の委員会における指摘事項とその対応について、資料1(委員会の指摘事項とその対応について)に基づき説明

【特に質問なし】

(事務局) 下記資料に基づき、汚染土壌浄化施設認定要綱(案)について説明

- 資料2-1 汚染土壌浄化施設認定要綱(案)
- 資料2-2 汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針(案)
- 資料2-3 汚染土壌浄化施設認定要綱(案)解説
- 資料2-4 汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針PCB(案)

【質疑応答】

(藤田委員)

住民説明会で大阪府はどのような役割をするのか。

(事務局)

申請時に、説明会の結果を添付資料として提出してもらっており、府はそれを審査することになる。

(藤田委員)

住民説明会を事業者だけに任せると、形骸化するおそれがある。汚染土壌の浄化施設の設置となると、通常住民側は反対するだろうが、極端な言い方をすれば、事業者側に都合のいい住民ばかりを参加させて、問題なしとするケースなどが考えられる。どこかで府がチェックする必要がある。

(事務局)

要綱の中には特に記載しないが、府としては説明会に立ち会うこととする。

(藤田委員)

アセスに関して、縦覧等についての定めがないが...

(事務局)

設置の許可でなく、あくまで認定ということであり、縦覧等まで実施させるのは少し酷であると考えている。アセスに必要な項目、方法等については事前協議で詰めることになっている。

(益田委員)

環境影響評価に「工事中の影響を含まない」とあるが、ゆるいのではないか。工事中の出入り等かなりの影響が考えられるが、他のところで何かカバーされているのか。

(事務局)

工事中の影響まで考慮する必要のある大規模な施設を設置する場合は、他法令での手続きが必要となり、本要綱の規定は適用されないことになると想定される。そのため、本要綱では工事中の影響は含まないことにしている。

(益田委員)

「軽微な変更」のひとつに「10%までの能力増」があるが、悪く考えると、10%増を繰り返していくことは想定されないか。

(事務局)

あくまでも、申請時の能力から10%ということである。

(村岡委員長)

アセスは負荷が増大する場合に必要となるが、増大に関して数値化する必要があるのではないか。例えば現状の数値として、ある期間の平均値を使って設定するとか。

(事務局)

焼却炉の能力を増大するような場合にアセスが必要になる。しかし、廃棄物の処理設備を兼用するような設備であれば、概ね廃棄物処理法のほうで規制されることになると考えられる。

(阿部委員)

要綱(P 2) 第 6 条(2) 工程管理をより具体的に、(3) 管理責任者も具体的に記述すべき。

(事務局)

国の課長通達をそのまま採用しており、変更しにくい。他府県の要綱でもほぼ同様な形になっている。

(阿部委員)

「工程管理」という表現を「工程管理等」とするなどもう少し分かりやすくした方がいいのではないか。

(事務局)

他府県の要綱も参考に、検討させていただく。

(阿部委員)

(P 5) 記録保存期間が5年となっているが、認定有効期間の5年と対応しているのか。

(事務局)

そのとおり。

(阿部委員)

更新されなければどうなるか。

(事務局)

認定取消しとなる。

(阿部委員)

2 - 2 (P 5) 貯留等の網掛け【特例】は前回の会議でも提案していたものか。

(事務局)

前回は検討していただいた。国が示した指針に、大阪府が追加している箇所を網掛けにしている。ご指摘の貯留等に関しては、今回資料2 - 4の環境省案のPCBの構造指針で、貯留期間は最大28日と規定されており、環境省に確認したところPCB以外の一般の有害物質にも適用可能との回答であった。大阪府の案では、最大28日の適用は屋内での保管に限定している。

(村岡委員長)

ダイオキシン類に含まれるコプラナーPCBと指針でのPCBの関係は、PCB汚染土壤の浄化実態は？

(事務局)

PCBの中にコプラナーPCBは含まれているが、存在割合は低い。ここでいうPCBはあくまでも土壤汚染対策法というPCBである。

(村岡委員長)

第5条第5号の「公害防止計画」とは？大阪府公害防止計画と関係するの？

(事務局)

関係ない。誤解のないように当該表現方法を改める。

(益田委員)

細かい話だが、第1条の条文中の告示について、句点がいらぬのではないか。

(事務局)

修正する。

(藤田委員)

本要綱では「油、ダイオキシン類を除く」ということになっているが、複合汚染はどうなるのか。

(事務局)

あくまで指定区域から搬入される土壤を想定しており、土壤汚染対策法の指定物質にこれらの物質が規定されていないためこのような表現になっている。

(藤田委員)

実際には油やダイオキシン類も含めた複合汚染であり、現実のイメージと異なる。一般的には、土壤一体として無害化処理するのではないのか。

(事務局)

認定については、それぞれの項目ごとに合否を判定することになるが、実際の処理においては複合的に無害化することになる。

(阿部委員)

指定区域外の汚染土壤も受入れるのか。

(事務局)

指定区域から搬出される汚染土壤の処理をすることができる施設として認定するものがあるが、もちろん、指定区域外の汚染土壤も受入れは可能である。処理実績については報告を義務付けているが、指定区域外の土壤の処理も含めたすべての汚染土壤の処理実績を報告対象としている。

(村岡委員長)

施設の廃止届けを提出せずに土壌調査を実施し、その結果汚染が見つかった場合に、土壌汚染対策法に基づく指定の前に、完全に汚染土壌を掘削除去してしまう法の指定逃れのケースもあると思うが、施設で処理した年間の処理量を把握するだけでさしつかえないのか。

(事務局)

9割が自主調査であり、法で指定される前に闇から闇へというケースも生じている可能性もあるが、これは土壌汚染対策法そのものの構造上の問題点である。大阪府では自主調査に関しても法に準じて指導を行い、適正な対策等の相談にもものっている。汚染という言葉が一人歩きしている面もあり、掘削除去しなくていいケースでも過剰な対策が起こっている事実もあり、国が今そのような点を検討しているところである。

(村岡委員長)

法整備の動向待ちの面もあるんですね。

(村岡委員長)

要綱案については、いろいろなご意見が出たので、もう一度整理して、対応してください。

(2)その他

(事務局)

地盤沈下観測所の見直しについて、資料3に基づき説明

【質疑応答】

(村岡委員長)

年次計画はどのようにになっているか。

(事務局)

平成20年度は高槻、平成21年度は新長瀬、平成22年度は新吹田の計画。

(村岡委員長)

地下水位、地盤沈下、両方の測定が可能か。

(事務局)

地下水位のみの測定になる。

(阿部委員)

既存の井戸を利用するのか。

(事務局)

無料で借受けられ、廃止等によるリスクの少ない、公共で保有している既存のものを利用する予定。

(益田委員)

地下水位はどのくらい変動するのか。

(事務局)

1年間でcmオーダーでの変動が普通だが、観測局によっては年間2m上昇したところもある。

(益田委員)

地下水位の測定で地盤沈下をどのように把握するのか。

(事務局)

水位が極端に低下した場合、地盤沈下しているおそれがある。

(益田委員)

水準測量も実施しているのか。

(事務局)

水準測量は隔年で実施しており、平成 19 年度は府内約千地点で測量。

(村岡委員長)

地盤沈下観測所の見直しについてはこの案で了承することとして、他に何かあるか。

(事務局)

参考資料 3 に基づき、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の施行状況について説明

(村岡委員長)

特に意見もないのでこれで本日の委員会を閉会する。

- 以上で閉会 -